

研究論文

## 「外国人材受入れ」政策に日本語能力はどのように関わるのか —「市民権テスト」実施国の実践と議論を踏まえて—

川上 郁雄 (早稲田大学)

日本政府は2018年12月「経済財政運営と改革の基本方針」に基づき、2019年度より新たな在留資格を創設し外国人労働者を積極的に受け入れることを決定した。留学生を含む外国人労働者の在留資格の認定に、日本語能力の判定が大きく関わると思われるが、日本で働くためにどのような日本語能力が必要と判断されるのか、またその判断を支える考え方はどのようなものかはまだ十分に議論されていない。本稿は、移民受け入れ国で2000年以降導入された「市民権テスト」の実態とそれにともなう議論を検討し、それを踏まえた上で、国の政策と外国人労働者に対する日本語教育がどのような関係にあるのかを明らかにし、どのような日本語教育実践が必要かを提案する。

**キーワード：**外国人労働者、受け入れ政策、日本語能力、市民権テスト、複言語複文化能力

## Japanese Language Proficiency and the Acceptance of Foreign Workers in Japanese Government Policies: Proposals based on a Study of Citizenship Tests in Germany, Australia and England

Ikuro KAWAKAMI (Waseda University)

The Japanese government decided to establish new visa categories for foreign workers in the fiscal year of 2019 based on the policy titled, "Basic policies for the economic and fiscal management for reform," announced in December 2018. This means that the government will introduce new positive strategies to accept more foreign workers including overseas students graduating from universities in Japan. However, the levels of Japanese language proficiency needed for these visa categories have not been adequately discussed. This article investigates practices and debates on citizenship tests for migrants in Germany, Australia and England, and examines the relationship between the tests and governmental policies. Based on this investigation, new possibilities for Japanese language education are proposed.

**Key words:** foreign workers, governmental policies to accept to foreign workers, Japanese language proficiency, citizenship test, plurilingual and pluricultural competence

### 1. 問題の所在

日本政府は2018年12月、2019年度より新在留資格を創設し、外国人労働者を大幅に受け入れることを決定した。この決定の背景には、2018年6月に発表した「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆ

る「骨太の方針」(以下、「方針」)があった。この「方針」はこれから日本の経済財政一般をどのように立て直していくかを基本テーマとしている<sup>1)</sup>。

その「方針」の中に「新たな外国人材の受入れ」が位置付けられている。留学生の国内就職も含め、(1)一定の専門性・技能を有する外国人材を受入れ

る新たな在留資格の創設、(2)従来の外国人材受入れの更なる促進、(3)外国人の受入れ環境の整備の3点が明記された。「新たな外国人材の受入れ」が明記されたのは、日本における人口減少と少子・高齢化による労働力不足が将来に確実視されているからである。

この「方針」は、日本のこれまでの「外国人材受入れ」政策を大きく転換した。この「方針」をもとに日本政府は、2019年度から新たな在留資格（「特定技能1号」「特定技能2号」）を設けることにより、「外国人材の受入れが必要と認められる業種」（建設・農業・介護・宿泊・造船等の14業種）に、5年間で34万人あまりの外国人労働者を新たに導入できるとした。

ここで課題となるのは、外国人労働者をどのように「選別」するかという点である。上記の「方針」では、「外国人材に求める技能水準」として、「受入れ業種で適切に働くために必要な知識及び技能」とし、その一つとして日本語能力水準について以下のように説明している。

「日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める。」<sup>2)</sup>

このように、外国人労働者に在留資格を与えるかどうかの基準は、「知識と技能」であり、その構成要素に日本語能力が大きく関わるのである。日本政府は、「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力」を判定する「日本語能力試験」として、外務省が新設する「日本語テスト」をベトナム、中国など8ヶ国で実施するとしているが、詳細は明らかになっていない<sup>3)</sup>。また、大学等を卒業して日本国内に就職する留学生の日本語能力についても明記されていない。

今後、日本が受け入れる外国人労働者の在留資格の許可に日本語能力の判定が大きく関わると思われるが、日本で働くためにどのような日本語能力が必

要と判断されるのか、またその考え方はどのようなものか、あるいはその考え方は社会にどのような影響を与えるのか等の議論は政策レベルにおいても学界レベルにおいてもまだ十分に議論されていない。

本稿は、日本に外国人労働者を受け入れる際に日本語能力をどのように考えていくべきなのか、その論点の背景にどのような問題があるのかを検討することを目的とする。

## 2. 問題の背景

日本政府が大きく転換した「外国人材受入れ」政策は、後述するように、移民受け入れ先進国（以下、移民先進国）の「移民政策」の世界的動向と密接に呼応している。今、欧米の移民先進国では、(1)高齢化などにより労働者が不足する業種に必要な外国人労働者をいかに導入し、かつ、(2)「知識と技能」を有する高度人材の外国人をいかに獲得し、自国の経済発展に寄与させるかという施策を実施している。そのため、移民を選別する受け入れ政策と入国情後の生活を支える定住生活支援政策をセットにした総合的な移民政策を構築している。つまり、世界の労働力市場では、非熟練労働者と高度人材の両方の移民をいかに確保するかが、自国の持続可能な経済発展に不可欠であるという考えが広く認められるのだ。

日本政府にもこれまで、そのような発想がなかつたわけではない。例えば、2008年に発表した「留学生30万人計画」は、大学等を卒業後に日本で就職をする高度人材の確保を見越しての政策である。また、同年から始まった経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)による看護師・介護福祉士候補者の受け入れ制度も同様の考え方であるし、それとともに訪日前日本語研修は人的移動の円滑化と社会的コスト低減の試みといえる。さらに日本在住外国人の生活環境に関する政策として、2006年に策定された『『生活者としての外国人』に関する総合的対応策』では、日本定住の外国人や「日系人」、彼らの子どもたちが輶轡や摩擦なく地域社会に暮らせる公共サービスの提供の方策を提案する内容であった。

それに対して、上記の「方針」の中心的な眼目は日本経済の持続可能な成長を実現することであり、そのために必要な「労働力確保」にある。つまり日本政府は新たな在留資格を創設し、人手不足の業種に外国人労働者を積極的に導入する政策へ構造的に転換したのである。

一方、日本政府がここまで舵を切った背景には、日本で働く外国人労働者の実質的増加がある。経済協力開発機構(OECD)の外国人移住者統計では、2015年に日本に入国した「外国人移住者」は約39万人で、OECD加盟35カ国のうち、日本はドイツ、米国、イギリスについて4番目に「外国人移住者」の多い国になったと報道された。ここでいう「外国人移住者」とは、「有効なビザを保有し、90日以上在留予定の外国人」をいう。日本の場合、技能実習制度による「外国人研修生」も含まれている。それらを含めて、世界は日本を「移民受け入れ大国」とみなしている<sup>4)</sup>。

しかし、日本政府は、上記の「方針」はあくまで「移民政策とは異なるもの」としている。「外国人材受入れ」政策の施行においては、2006年の「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」と異なり<sup>5)</sup>、法務省のもとに「出入国在留管理庁」を2019年4月より設置し、「厳格な出入国管理と円滑な入国審査」を行うこととしている。このことからも、日本政府のこの政策の力点が、外国人を日本社会の構成員として対等に受け入れ生活をサポートすることより、外国人を有限の在留期間に日本経済の補完的労働力として入国させ、一定期間が終了すれば国外へ退去させるという「外国人管理行政」にあることがわかる。

以上のように、日本政府の「新たな外国人材の受入れ」政策は「労働力確保」が主眼であるが、「外国人材」の日本語能力については十分に議論されていない。大学等を卒業し日本で就職をする留学生は「高度人材」として当然高い日本語能力を有していることが期待され、人手不足の業種へ導入する新たな在留資格の人材には「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度」の日本語能力があればよいということになるのであろうか。一方、看護師・介

護福祉士候補者に必要な「3年間の実務経験」と「国家試験の合格」には日本語能力が不可欠となっているが、合格者数は増加していない。技能実習の修了者が在留期間を延長するには一定の日本語能力水準が求められるのであれば、日本経済の持続可能な発展に寄与する外国人材の選別に日本語能力判定が深く関わることになる。ただし、それは外国人労働者の日本社会への参入条件というだけではない。日本社会が外国人労働者をどう捉えるか、また将来の日本社会のあり方をどう考えるかに深く関わるテーマになる。

### 3. 移民受け入れと言語能力

近代国民国家の成立に言語が大きな役割を果たしたことはよく知られている(Anderson, 1983)が、「移民の時代」(Castles, de Haas, & Miller, 2013)と呼ばれる現代、その言語によって国の安全保障と国民統合を確保しようとする動きが、移民先進国で出てきている。欧米諸国における移民・難民の流入、各地のテロリズムの発生、保護主義の強まりなど国際情勢の変化の中で、外部から流入する移民をどのように選別し、あるいは排除して国を維持していくかという関心が、特に2000年代に入り各国で高まっているからである。

政治学者のトマス・ハンマー(Tomas Hammar)は、国際法では、人が自分の国を自由に出国することは人権の一つとして認められているが、その人の入国を認めるかどうかは受け入れ国に決定権があると述べた上で、移民が受け入れ国に住むためには三つのゲートがあるという(Hammar, 1990)。第一ゲートは、短期の滞在者や労働者に対する規制である。第二ゲートは、永久的な滞在許可を得た人(denizen: デニズン・永住市民)に対する規制である。この場合、在留期限がなく社会生活はできるが政治的権利が不完全である。第三ゲートは、帰化のゲートである。その国の市民と同じ権利を認める市民権の承認を与えることになる。三つのゲートの規制は、それぞれの国がどのような移民に在留資格や市民権を与えると考えるかによって決定され、また時代とともに変容していく。そのため、市民権を与え

るかどうかの選別の方法となる「市民権テスト」(あるいは「移民テスト」)の議論が今、各国で活発化している。「市民権テスト」はイギリス、ドイツ、オランダ、デンマーク、オーストリア、ハンガリー、ルーマニア、カナダ、米国、オーストラリアなどで実施されている(Joppke, 2013; Byrne, 2017)。また、フランス、ギリシャ、スイスなどではテストでなく、「インタビュー」形式で同様の審査が実施されている(Byrne, 2017)。

日本の近年の状況は、第一ゲートに関わる留学生や短期雇用の労働者のケースが多いが、在留資格としての「永住」や「帰化」の制度は日本にもすでにある。しかし、「永住」や「帰化」の申請に、どれくらい日本語能力が必要かについては必ずしも明確になっていない<sup>6)</sup>。したがって、移民先進国の言語政策と規制の動向と課題を検証することは私たちにとって極めて重要なテーマであると言えよう。

そこで、以下で移民・難民受け入れに積極的な姿勢を示して来たドイツ、移民の言語教育政策に力を注いで来たオーストラリア、EU離脱を決めたイギリスを事例に、移民受け入れ国は外部から来る移民に対してどのような規制をかけているのか、またその背景にどのような考え方や論点があるのかを、その国の歴史的背景も含めて検討してみよう。

### 3.1 ドイツの「統合コース」と「移民テスト」

ヨーロッパ大陸に位置するドイツは、もともと移民受け入れ国ではなかったが、古くから国境の移動とそれにともなう移動する人々によって国が形成されてきた(近藤, 2013)。ドイツは、戦後復興の労働力不足を補うために、1970年代、ガストアルバイターと呼ばれる、トルコやイタリア等からの外国人労働者を多数受け入れてきたが、「移民国ではない」としてきた。また、血統主義的ナショナリズムで国民国家を形成してきたため、外国人を「自国民化」することはなかった。しかし、国内の「外国人問題」が注目されるようになり、1990年代から政策転換が進められた。ドイツで生まれた移民の子どもに一定の条件のもとドイツ国籍が付与される「条件つき出生地主義」が導入され、2004年に制定された「移民法(Zuwanderungsgesetz)」によってド

イツは実質的にも制度的にも「移民受け入れ国」となった。連邦政府はその後、移民の「社会的統合」の施策を進めるなど、「移民国へのパラダイム・シフト」(近藤, 2013, p. 16)を行った。

この「社会的統合」の具体的な施策のひとつが、新規の移民に義務付けられた「統合コース」の受講である(佐藤, 2007; 奥田, 2010)。「統合コース」の目的は、移民が援助を受けずに自立して日常生活が送れるようになることである。このコースは、ドイツ語コースと、ドイツの日常生活、法律、文化、歴史などの知識を学ぶオリエンテーションコースの2本立ての内容となっている<sup>7)</sup>。

「統合コース」の構成と内容は、以下の通りである。ドイツ語コースは600時間、オリエンテーションコースは30時間<sup>8)</sup>。ドイツ語コースは、初級(300時間)、中級(300時間)で、それぞれに100時間ずつ3段階のクラスに分けられている。

授業内容は、ドイツ語で手紙やEメールを書く、交通手段の利用、電話をする、職探しをするなど、ドイツで生活を始める外国人が直面する問題に即したテーマが設定されている。ドイツ語コースに続くオリエンテーションコースでは、ドイツの法秩序、文化、歴史などの授業があり、受講生がドイツ社会の一員として有する権利や果たすべき義務を学び、かつ、受講生が暮らす地域の習慣や文化、歴史なども学ぶことになっている。さらに、「信仰の自由や平等、寛容の精神など、ドイツの民主主義的社會の基盤を成している価値観」(佐藤, 2007, p. 3)も学ぶという。つまり、「現代のドイツ、あるいはヨーロッパ社会の価値観を学び、規範を守って社会生活を始める準備をするためのコースという方向性が明確に打ち出されている。」(佐藤, 2007, p. 4)

ドイツ語コースもオリエンテーションコースも、それぞれ終了テストがある。ドイツ語能力は、ドイツ語基礎統一試験(Zertifikat Deutsch)で、「ヨーロッパ言語共通参照枠」(Common European Framework of Reference for Languages: CEFR)のB1に相当する能力が目標となる。具体的には、日常的な事柄についての会話や文章を理解し、自分の体験や希望などを述べることができる「自立した言

語使用者」の中級レベルである。一方、オリエンテーションのテストは、30時間と短い上、ドイツ語で授業を受けるため、授業の内容を受講者がすべて理解するのが難しい場合もあり、「受講者に今後生活していく社会の規範や制度を提示し認識させるという意味合いが強い」(佐藤, 2007, p. 5)という。

以上のようにドイツには移民に対する「社会的統合」の施策としての「統合コース」の枠組みがあるが、ここで注目するのはこの施策を実施する際に、どのような課題があるかという点である。

「統合コース」は、移民をドイツ社会に「統合」し、社会に定住させるための教育であるが、どのようにすればドイツ社会に定住できると考えるかによって、その教育内容は大きく変わる。

ドイツでは前述の「移民法」の改定の議論があつた2000年代に「主たる文化(Leitkultur)論争」があつた<sup>9)</sup>。この論争の背景には、ドイツの国境線が変わつて来た長い歴史やナチス・ドイツの負の歴史、血統主義と国籍、戦後の外国人労働者の増加などが深く関わっている。これまでのドイツの言語や宗教や文化、価値観を共有する人がドイツ社会を構成して来たと考えると、そのコアにあるのは何かというのが、「主たる文化論争」である。つまりドイツのナショナル・アイデンティティの課題とも言える。

ただし、「ドイツ文化」や「ドイツ的」なものは極めて曖昧で、定義は難しく、「主たる文化論争」は決着していない。そのような世論もあり、連邦政府は「統合コース」の規定を提示する際、この「主たる文化論争」に関連して「ドイツ文化」とは何かについて明確な定義は出していないが、渡邊・ギルデンハルト(2012)は「統合コース」を、ドイツの「自己像」と「他者像」という観点から議論しようとしている。つまり、自己=ドイツ人と、他者=移民の関係性が政策や教育現場にどのように反映されているか、あるいはそのような二項対立を乗り越える実践が行われているかを検討している。

渡邊・ギルデンハルト(2012)が注目するのは、オリエンテーションコースの内容に関する規定と現場で使用されている教材である。オリエンテーションコースの規定は連邦政府の方針であるが、そこに

は、「ドイツの文化」という語ではなく、また移民を対等なパートナーと見る視点があり、「ドイツ人」対「移民」という二項対立を乗り越える表現がある一方、ドイツの「日常生活に関する知識」や「ドイツ社会の基礎的な価値」など具体性のない曖昧な表現が使用されているという(渡邊・ギルデンハルト, 2012)。

また、このような「統合コース」の規定は連邦政府の方針によるものだが、実際の「統合コース」の教育は各州に委ねられており、各州の成人学校や語学学校などで運営されている。渡邊・ギルデンハルト(2012)はオリエンテーションコース用の連邦政府による検定教材を分析した結果を報告している。それによると、教材には移民をパートナーとして対等に扱おうとする姿勢が見られるものの、教材で例示される授業の進め方に「移民」対「ドイツ人」という二項対立を助長するいくつかの「落とし穴」もあると指摘している。

移民教育は「受け入れ社会」と移民という二分法による認識を構造的に前提にしていると見ることができる。また、どのような移民なら「受け入れ社会」の一員として認めるかというのは、国のメンバーシップの問題にも通じる。佐藤(2007)は、「統合コース」に関連してドイツの一部の州で導入された帰化申請者に対する「移民テスト」に注目する。佐藤(2007)によると、「移民テスト」とは面接やクイズ形式で「ドイツ憲法への忠誠や現代ヨーロッパ社会の価値観を共有できるかを問うテスト」であるが、これらのテストのねらいは、イスラム系国籍取得申請者の信条を問うものであり、イスラム教徒に対する警戒的な信条テストであるという。つまり、ドイツ語の習得や一般知識を理解するだけでは不十分で、ドイツ社会にある「ドイツ民族」の伝統に依拠する「主たる文化」を受け入れるべきだという考えがあるという。では、このような考え方はドイツだけの事例なのか。次にオーストラリアの事例を見てみよう。

### 3.2 オーストラリアの「市民権テスト」

オーストラリアのマルコム・ターンブル(Malcolm Turnbull)首相は、2017年4月に市民権申

請の要件を強化する方針を打ち出した。具体的には、市民権申請の際に課せられる「オーストラリア市民権テスト」(Australian Citizenship Test: ACT)のうち、英語力は大学等への入学時に要求されるのと同程度の英語力と、またオーストラリアの歴史、習慣、社会システム、法律などに関する選択問題20のうち75%以上の正解が求められるという内容で、それ以前のACTよりさらにハードルが上がった。この方針が公表されると、この方針に関する議論が国中で沸騰した<sup>10)</sup>。

では、市民権を申請する移民に対して、なぜ政策が強化されたのか。その背景には何があるのか。オーストラリアの歴史と移民政策、特に言語に焦点を当てて簡単に振り返ってみる<sup>11)</sup>。

オーストラリアでは19世紀後半のゴールドラッシュの際に一攫千金を狙った中国人など多數の移民が流入したが、それらの移民を排除する「移民制限法」を施行した1901年以降、いわゆる「白人」を社会の中心に位置付ける「白豪主義」の国づくりが進められた。実は、当時も、英語を第一言語としない者が入国を希望する場合、それらの移民の入国を許可するかどうかのテストが実施された。それは50個の単語を聞いて書き取るという「聞き取りテスト」であったが、中国人が来ると英語以外の言語、例えばギリシャ語などの単語を聞かせるなど、明らかに、このテストは、役人が考える「白人」以外の移民を排除する方法として機能した。つまり、この頃の選別の基準は「人種」であった。

戦後、政府は労働力の確保と国防の観点から、大量移民導入計画を開始し、欧州各地から英語を第一言語としない移民を多数受け入れた。これらの成人移民に対しては「成人移民英語プログラム」が導入され、さらに、その20年後には、「移民の子ども教育計画」が導入された。いずれも、国が移民に与える英語学習の機会であったが、移民に対して「恩恵」的で、同化主義的考え方方が根強いものだった。

その後、人種差別やマイノリティの人権が叫ばれる世界的動向から、オーストラリアで「人間に近い動物」と見られた先住民のアボリジニがオーストラリアの市民権を認められたのが1967年だった。さ

らに、1970年代に入ると、人種による差別的な「白豪主義」が放棄され、多様な移民を受け入れ、その多様性を生かして社会を作る多文化主義(Multiculturalism)が国是として採用された。この政策転換により、「人種」による移民制限はなくなつたのである。

移民の受け入れに際しては、人種ではなく個人の能力や技能を点数によって加算するポイントシステムが導入された。その結果、優秀なアジア系移民が多数入国するようになった。さらに、移民の入国情の生活を支える言語教育を含む「多文化社会のための教育」政策が施行された。

しかし1980年代に入りグローバル化した世界経済の影響からオーストラリア経済が停滞すると、難民を含むアジア系移民の増加に対する社会不安(オーストラリアが英國的伝統を損ない、社会分断が進み、アジア系移民に国が乗っ取られるのではないか等)が生まれ、移民政策の見直しを迫る「大移民論争」が起きた。一方で、オーストラリア政府はアジア諸国との経済的結びつきを強化せざるを得ず、多文化主義を制限し、経済優先政策を取るようになる。アジア系移民への批判とアジア経済重視という一見矛盾するような中で、移民政策も変化していく。

そこで発表されたのが「言語に関する国家政策」(National Policy on Languages: NPL, Lo Bianco, J., 1987)である。この政策は、移民だけではなく、先住民など社会経済的弱者を含むすべての人々が平等に教育を受けられるような言語教育が重要であるという考え方方に立って国づくりを行おうとする政策だった。これは世界的に見ても画期的な政策であったが、のちに出された「オーストラリアの言語リテラシー政策」(Australia's Language: The Australian Language and Literacy Policy: ALLP, Dawkins, 1991) や「国家的リテラシー・プログラム」(the Commonwealth Literacy Program, 1997), さらに「リテラシー教育政策」(Literacy for All: The Challenge for Australian Schools, 1998)などにより政府は、英語重視の言語教育政策へ大きく舵を切った。その背景には、1980年代から明らかになつ

た国民全体の英語力低下という問題（リテラシー・クライシス）もあった<sup>12)</sup>。

つまり、日本語を含むアジア言語の教育を推進するだけではなく、すべての国民の英語リテラシーを引き上げる「リテラシー教育政策」によって英語を重視し、オーストラリアにとって経済的効果の出る言語教育政策を実施するという考え方である。これは、国民の英語力の低下が国の国際的競争力の低下を意味するという考え方である。その考えは移民の受け入れ政策にも影響し、英語力の低い移民や非技能系移民よりも、技術・ビジネス移民を優先する方針が採られた。これは同時に、子どもを含む新着移民に対する ESL 教育予算の削減につながった。その結果、移民の子どもの個別のニーズよりも、英語を第一言語とする子どもの英語教育が重視されることになった。J. ロ・ビアンコは、「学校教育の場で先住民の言語や第二言語としての英語教育を、この新しい「リテラシー能力」の概念の下に入れ込もうとする」ものだと見る（ロ・ビアンコ、2017, p. 74）。

以上の歴史的流れの中、1990年代後半に首相になったジョン・ハワード（John Howard）は「ネオリベラル多文化主義」（新自由主義のイデオロギーと親和的な多文化主義）（塩原、2017, pp. 19-43）政策を進め、2007年に「市民権テスト」を導入した。この導入の意図は、端的に言えば、英語力とオーストラリアの価値観を有しなければ国に統合されない、だからオーストラリアの市民権申請者に対してはその英語力と考え方を試すテストが必要だという論理である<sup>13)</sup>。

これに対して、Cox (2010) は「英語力があることが国に貢献する有用な者であることを証明しない。英語を第一言語とする人も失業者や犯罪者になるケースもある。」「オーストラリアの価値とは自豪時代のアングロ・ケルト系白人のアイデンティティと価値観を言うのか。」「テストを強制する必要があるのか。」等と疑問を呈し、「そもそもこの政策は Islamophobia (イスラム恐怖症) を利用し選挙民にアピールするための方策ではないか」（要旨）と反論する。

また Holland (2010) はこの「市民権テスト」をめ

ぐる議論について、「多様な移民を受け入れ、彼らの潜在的な力を役立てて社会の経済的な発展を達成するという多文化主義」と、「選別をしないで移民を受け入れると社会的なリスクを増し、社会を分断させることになるから一定の条件で選別した移民を受け入れ、同質的社会を作ることで社会の経済的な発展を達成するべきだという考え方」の戦いであるという。つまり、前者は、言語は権利であり、文化的で社会的なものだという考えに立って、自分の言語や文化と他者の言語や文化を相互に認めあう社会を作ろうという考え方である。一方、後者は、言語の権利は当然だが、国の利益や価値観が優先され、そのことによって個人の自由と平等が与えられるという考え方である。

その上で、Holland (2010) は「ハワード政権は、人種(race)を文化的価値(values)に変化させることによって市民権における排除的な境界を設定した。価値に市民権が結びつけられた。その結果、移民が国に多様性を与えるというより、国にとって意味のあるメンバーとなるという特権としての市民権を移民に与える」（要旨）と、問題の捉え方が逆転したと論じる。

では、なぜ2017年になってさらに「市民権申請の条件強化」策が出てきたのか。

Burke, Thapliyal, & Baker (2018) は、その背景に国境を物理的にもイデオロギー的にも守ろうとする動きと、移民と市民権を政治的課題とすることが、世界の地政学上に広く見られることを挙げる。移民先進国の中では、高い言語能力を市民権申請の条件とする動きがあり、それに呼応してオーストラリア政府も「市民権テスト」の強化を検討していると見る。

Burke, Thapliyal, & Baker (2018) は、このようなオーストラリア政府の動きに対して、メディアがどのような論理で反応しているかを検証した。移民の持つリテラシーが市民権と帰属意識と言語習得の関係に影響を与えるという「リテラシー神話」(Literacy Myth)で見ると、オーストラリアのメディアの言説は、英語能力が移民の潜在能力やホスト社会への同化・統合の意欲、品行方正さを保証すると

見、逆に、英語能力が低い移民は将来の可能性がすべて否定されるという言説が見られると論じる。つまり、英語能力が良い市民かどうかを選別する道具となっているということである。

その上で、Burke, Thapliyal, & Baker (2018)は、言語をホリスティックに捉える視点がないこと、言語能力が必ずしも「価値ある移民」かどうかを保証しないこと、オーストラリアに関する知識が必ずしも多文化社会の統合に寄与するとは限らないことを指摘し、国の豊かさとは何かを問う。

### 3.3 イギリスの「市民権テスト」

イギリスは2015年に国民投票によりEU離脱を決定したが、その背景には経済的な要因だけではなく、EU域内における自由な人的移動があった。つまり、イギリス国外から低賃金労働者や非熟練労働者が高賃金を求めてイギリス国内に大量に流入し国内の職を奪うのではないかという不安や不満が国民の中にあった（若松、2017）。

イギリスは古くから多様な人々の流入が繰り返された歴史を持つ。過去200年を見ても、移民は現在のイギリス社会に影響を与え、時間をかけて社会に定着してきたという（パナーイー、2016）。

19世紀以降、アイルランド系移民、西インド諸島からの黒人、ロシアから逃れてきたユダヤ人など多様な移民がイギリスへ流入した。戦後のイギリスは労働力不足を補うためにインドやパキスタンから移民を積極的に受け入れた。国は、二重国籍を認める「1948年英國籍法」を施行後、「1962年英連邦移民法」により移民の受け入れを一時制限する措置をとったが、差別を禁じる「1976年人種関係法」を施行し、移民への英語教育や翻訳サービスの提供、移民文化の振興などの政策を実施し、多文化主義国家を目指した。一方、1980年代には国内で生まれた移民の子どもの場合でも自動的に市民権を与えるなど、市民権取得要件を厳格化した。

1990年代から2000年代にかけ、国内の技能労働者不足が深刻になり、労働許可証の発給規制の緩和や高度人材移民のための「ポイント制度」が導入されたが、基本は、国の利益になる高度人材は積極的に受け入れ、非熟練労働者は限定的に受け入れると

いう方針は変わらなかった。

しかし、国内テロ事件の発生などがきっかけとなり、近年、移民政策の見直しが迫られるようになつた。P. パナーイーは、イギリスの移民史の観点から、人種主義と外国人嫌悪がイギリス社会に脈々と流れていると指摘する（パナーイー、2016）。

では、このような流れの中で、移民に対する市民権テストは、どのように導入されたのか。

イギリスでは2005年に「市民権テスト」が導入された。当時のデビッド・キャメロン(David Cameron)首相は「多文化主義は失敗だった」と述べ、国内の異なる多文化が国の統合を阻んでいるとし、「イギリス的価値」を主張した。

2005年に導入された市民権テストでは、言語テストとイギリスの生活や社会規範に関する知識を問うテストが課せられた。しかし、テストはその後2013年に改訂され、より厳しくなったと言われる。永住権あるいは市民権を申請する人は、ハンドブック：Life in the United Kingdom (第3版、2013)に基づき作成された「市民権テスト」(Life in the UK testと呼ばれる。以下UKテスト)をインターネット上で受験し、合格するとともに、CEFRのB1レベル以上の英語力が求められるようになった。このUKテストでは45分間に24の選択肢問題を解き、75%以上の正解率を達成することが合格に必要となる。

UKテストの改訂についてMorrice (2017)は、次のように言う。テスト問題にイギリスの一般生活に関する問題ではなく、歴史に関する詳しい問題が多く含まれるようになったのは、政府が申請者に対してイギリスの文化や歴史等に含まれるイギリス的価値や基本的考え方を理解させようという意図が強くなつたからである。つまり、申請者がイギリス社会へ統合されることがより一層強調されるようになったと見る。その結果、オーストラリアやカナダ、アメリカ出身の申請者のテスト合格率は微減だが、アフリカやアジア諸国からの申請者の合格率は20～30%減少した。このことを、Morrice (2017)は政府が社会に統合しやすいと考える移民を選別し、一方で、アフリカやアジアから流入する社会的弱者、特

に女性を排除していると指摘する。さらに、市民権取得にかかる費用が以前よりも高額となっていることも、申請者にとってはイギリス市民となるための壁となっているという。結局、「市民権テスト」は、自律的で、経済的自立が可能な個人という先進国の比較的共通の価値観をもつ移民を受け入れ、それ以外を排除する仕組みとして機能しているのではないかと指摘する。その上で、「市民権テスト」の合格が必ずしも社会統合に繋がるとは限らないと主張する。

では、この「市民権テスト」を受けた申請者自身はどのように感じているのか。

Byren (2017)は、「市民権テスト」を受けた30人にインタビュー調査を行った。その結果、テストを受けた移民の印象はさまざまであった。ある人は試される知識は実際の生活に役立たないという意見から、テストに合格すればイギリス社会の一員として認められたように感じるという意見まである。また、「市民権テスト」を受ける要件の一つはイギリスに5年以上居住することであるため、申請者はテストで問われる知識以上にイギリス社会の知識をすでに有している。中には、幼少期から親とともにイギリスに暮らして来た人もいる。また、インドから来た人は、テストに合格しなくても、自分はすでにイギリス市民だという認識を持っていることもあつたという。

Bassel, Monforte, & Khan (2018)は「市民権テスト」受験希望者および受験経験者の計158名にインタビュー調査を行った。その結果、「市民権テスト」の準備から市民権取得までの一連のプロセスの間に、移民の心的側面には三つの型があると述べている。求められるイギリス的価値を理解し、英語を習得し、自己をアピールしようとする自己責任・自己研鑽のタイプ、自分の英語の発音など目に見えない要素から、自分がイギリス市民として受け入れてもらえないのではないかと心配するタイプ、長くイギリスに住んでいるので、自分はもう十分にイギリス市民だと考えるタイプである。このように、市民権の取得の際に、「市民権テスト」の申請者は個人的で内的なプロセスを経ることになる。したがって

「市民権テスト」は、申請者に対して、イギリスになれと声をかけるようなもので、理想のイギリス人を想像させ、それに近づくように自分自身を変えていくように圧力をかける構造にある。その構造は、移民を他者化する構造でもある。そのため、1000ポンド以上の費用や時間をかけなければならない申請者は「市民権テスト」の一連のプロセスにおいて不平等に根付いた差異化の力と交渉しているのだと、Bassel, Monforte, & Khan (2018)は見る。

#### 4. 考 察

Burke, Thapliyal, & Baker (2018)が指摘したように、21世紀に入り、国境を物理的にもイデオロギー的にも守ろうとする動きが顕著になり、移民と市民権を政治的課題とすることが、世界の地政学上に広く見られる。特に移民先進国では高度人材を含む労働力の確保を進め、同時に、社会の多様性と統合をどう保つか、そしてそのことによって自国の経済発展と安全保障をいかに維持するかが社会的かつ政治的課題となっている。その中で、Hammar (1990)のいう三つのゲートをうまくコントロールして、誰を社会の成員として選び、誰を排除するかに各国は大きな力を注いでいる。

前節で検討した国々の場合、「市民権テスト」（「移民テスト」を含む）の背後にある考えは、受け入れ国の国家語の言語能力が高く、受け入れ国の歴史や文化的価値をよく理解している移民が社会統合に貢献し、結果としてナショナル・アイデンティティの構築に寄与するという考え方である。そして、その考え方方が、過去10年余りでますます強化されてきているとともに、ゲートを通過するための要件がますます厳しくなっている。

この動きについて、言語研究、言語教育の立場から、課題は何かを、前節の事例をもとに以下で検討してみよう。

##### 4.1 なぜ言語能力が条件となるのか

国民国家の成立に国家語が不可欠であったことはすでに指摘されている（田中, 1981）が、その観点から政策立案者は国家語の言語能力の高さが社会統合に必要な要件であると考えることになる。その場

合の言語能力は現実のコミュニケーション能力というよりは、社会統合に役立つと考えられる国家語能力として想像される言語能力である。

その視点に立つと、「英語力とオーストラリアの価値観を有しなければ国に統合されない」(オーストラリアのジョン・ハワード首相) というように、高い国家語能力が主張されることになる。

このような言語能力、特に国家語能力が社会統合に必要だという主張は、メディアの言説によっても増幅される。オーストラリアにおいては、英語能力が移民の潜在能力やホスト社会への同化・統合の意欲、品行方正さを保証し、逆に、英語能力が低い移民は将来の可能性がすべて否定されるという言説がメディアに見られるという(Burke, Thapliyal, & Baker, 2018)。つまり国家語能力が、良い市民かどうかを選別する道具の一つとなっているということである。それぞれの国で醸成される「リテラシー神話」があるのだ。

これに対して、「英語力があることが国に貢献する有用な者であることを証明しない。」(Cox, 2010)、「言語能力が必ずしも「価値ある移民」かどうかを保証しない。」(Burke, Thapliyal, & Baker, 2018) という反論や、言語能力を含む「市民権テスト」の合格が必ずしも社会統合に繋がるとは限らないという主張(Morrice, 2017)もある。つまり、「リテラシー神話」よりも社会の現実を見る視点が必要だということであろう。

#### 4.2 ナショナル・アイデンティティと言語能力

この言語能力、あるいは国家語能力に密接に関わる、もう一つの論点は、それぞれの国の「らしさ：-ness」の議論である。ドイツの「主たる文化論争」はその一例である。ドイツの「移民テスト」はドイツ社会で市民となろうとする移民の「踏み絵」となっている。

オーストラリアでは、「オーストラリア市民権テスト：ACT」により人種(race)を文化的価値(values)に変化させることによって市民権における排除的な境界が設定された(Holland, 2010)。つまり、大学入学時に問われる英語能力とオーストラリア的価値観という「見えない線」によって国境が再設定

されたのである。一方、「オーストラリアの価値とは白豪時代のアングロ・ケルト系白人のアイデンティティと価値観を言うのか」(Cox, 2010) という疑問もある。

イギリスにおいても同様に、市民権と「英国人らしさ：Britishness」(Morrice, 2017)が強固に結びついている。「市民権テスト」にイギリスの歴史に関する詳しい問題が多く含まれるようになり、イギリス的価値や基本的考え方を理解させようという政府の意図が強くなったのだ。イギリス社会に人種主義と外国人嫌悪が脈々と流れているという指摘(パナジー, 2016) や、英語能力と「イギリス的価値」により、アフリカやアジアから流入する社会的弱者、特に女性を排除するように「市民権テスト」が機能している(Morrice, 2017) という指摘もある。

これらの国に共通する背景に多文化主義への不安・不満と Islamophobia (イスラム恐怖症) があり、選挙や市民権の立案に影響を与えている。国家語能力も含め、それぞれの国が将来の国の方をどう考えるかというナショナル・アイデンティティを模索している文脈に、「市民権テスト」があるのである。

#### 4.3 自国民と移民を二分する視点と言語能力

ナショナル・アイデンティティを模索している文脈に「市民権テスト」があると述べたが、そもそも「市民権テスト」という社会的位置づけ自体が、自国民と移民という二分法を前提としている。渡邊・ギルデンハルト(2012)は「統合コース」を、ドイツの「自己像」と「他者像」という観点から議論した。つまり、自己=ドイツ人、他者=移民の関係性がすでにある中で政策が実施されているという指摘である<sup>14)</sup>。

さらに、それぞれの国での文化的価値もナショナル・アイデンティティも社会的に、かつ人工的に、操作的に構築されるものである。その社会的構築物を背景として「市民権テスト」は実施され、移民は二分法の構造の中に置かれる。そして、その構造で重要なのが、言語能力(国家語能力)と文化的知識なのである。その両者の「有無」が新たな国境を操作的に作ることになる。その文脈で求められる言語能力(国家語能力)は「市民権テスト」によって、

あるいはその実施過程で規定されるのである。

市民権を求める移民はその構造から抜け出せない、あるいはその構造に甘んじない限り、市民権を取得できないからこそ、市民権を取得する過程で、権力を持つ側から「他者」化される「不平等に根付いた差異化の力と交渉している」(Bassel, Monforte, & Khan, 2018)ことになる。

「市民権テスト」は新市民の通過儀礼でもあるので、当然、新市民となるとき、「市民権テスト」の申請者は個人的で内的なプロセスを経る。その内的な交渉プロセスは、個人によっても異なるだろう。しかし、その個人的な内的プロセスこそ、為政者が標榜する「多様性と社会統合」の弁証法的解決の実践の可能性が生まれるのではないか。言語研究も言語教育も、その点に貢献できる道があるだろう。最後に、その点を検討してみよう。

## 5. 市民権テストの議論と言語教育：日本語教育実践への示唆

移民はHammar (1990)のいう三つのゲートを通過して市民になっていくが、どの段階においても言語教育が可能であり、それらの言語教育には連続性がある。そのような観点から、移民への言語教育のあり方を考えてみる。

Burke, Thapliyal, & Baker (2018)は、「市民権テスト」において「言語をホリスティックに捉える視点がない」と指摘した。つまり、「市民権テスト」で問われる言語能力は社会統合という現実のコミュニケーション場面での言語能力とは言えないという意味である。

‘Superdiversity’(超多様化社会)と呼ばれる社会状況の中で言語を動態性や複雑性のあるものとして捉える言語研究のパラダイム・シフトが起こっている(三宅, 2016)。言語は「絶えざる生成の過程」であり、「語り手・聴き手の言葉による社会的な相互作用」(バフチン, 1980)という形をとって実現される過程であるとして捉えると、言語は極めて動的なものとなろう。さらに、近年の社会生活のモバイル化(mobilizing social life: Elliott & Urry, 2010)の中では、人のコミュニケーションのあり様も多様

化、流動化している。近年の社会言語学では、Metrolingualism, 生態学的な Spatial repertoire, (Pennycook & Otsuji, 2015) や Translanguaging (García & Li Wei, 2014) など、相手や場面や目的などの内で相互影響され使用されるプロセスとしての複数言語同時使用の実態が指摘されている。つまり、個別言語がlanguageとして存在しているという捉え方ではなく、動態的、相互作用的、複合的なもの(languaging)として「ことば」を捉え、人と人の間のコミュニケーションのあり様を理解しようという考え方が出てきている。つまり、「流動的なプロセスこそ、ことばの本質」という捉え方である。

では「ことば」と人の関係はどうだろうか。コスト・ムーア・ザラト(2011)は、「現代に生きる人々は誰もが幼少期より言語と文化の複数性と融合性に日常的に触れる経験を積んでいる。」「その経験がベースとなった複言語複文化能力は複雑で不均質だが全体としてひとつのものとなって人を形づくっている。」と述べる。つまり、一人の人間のもつ複言語複文化能力から他者との間に生じる多様な「ことば」が人の生き方やアイデンティティを形成するという考え方である。このような意味で、現代を生きる人々の「ことば」やアイデンティティは複合的で、動的で不均質が常態であり、常に移動していることがわかる(川上・三宅・岩崎, 2018)。

個別言語をベースにした言語観ではなく、このように多様な言語資源から成る複合的なものとして「ことば」を捉えると、一つの言語に焦点化する言語教育ではなく、多様な背景を持つ人々が複言語複文化能力を戦略的に利用して行うコミュニケーション方略としての「ことばの力」を育成する複言語教育の実践が必要となろう。たとえば、ひとりの人の持つ複言語複文化能力を視野に入れた言語バイオグラフィーや言語ポートレートの実践(Busch, 2012)はその一例である。それを日本語教育で考えると、日本語を教えるというモノリンガルな教育を通じて、学習者の持つ多様な複言語複文化能力によるコミュニケーション能力を育成するというパラドクシカルで弁証法的な実践研究(川上, 2017)となろう。このような言語教育実践は、「民主的な社会の形成

とその社会参加の意識を明確に保持する」ための言語教育（細川・尾辻・マリオッティ, 2016）という市民性教育と通じるものがあるが、細川らのいう「市民性形成とことばの教育」が政策的に設定される言語能力（国家語能力）とどのような差異があるかは不明である。民主的な社会に参加する人間育成としての言語教育は、移民先進国構想する「多様性と社会統合」に寄与するための言語教育であろうか。むしろ、必要なのは、政策的に設定される言語能力を相対化する、新たな「ことばの力」を明確にする言語教育実践を積み重ねることではないだろうか。さらに、Byren (2017) や Bassel, Monforte, & Khan(2018)で探究されたように、社会統合に関する移民の意識は日常的な経験に基づくと考えると、言語教育実践においても「ことばによるやりとり」が不可欠となろう。国家語能力を外在する言語能力基準（例えばCEFRや日本語能力試験JLPT、前述の新「日本語テスト」）に照らし合わせて判断するだけではなく、学習者も実践者も相互に影響し合いながら、新たな「ことばの力」に関する認識を深め、そこから「民主的な社会」とは何か、これから国家とは何か、人とは何かを考え、生き方を発信していくことが必要ではないだろうか。

前述のように、国民国家を維持するための擬制として「市民権テスト」が施行される場合、言語能力（国家語能力）の「有無」がゲートの壁を高くすることに「利用」される現実が、「市民権テスト」を導入している国々において見られた。日本においても、在留資格の認定や在留期間の延長、帰化申請等の段階で、日本語能力の「有無」が問われる。一方で、人手不足の業界へ参入する外国人労働者の日本語能力レベルは低くてもよいと設定されるが、同じ労働者の在留期間の延長には一定の日本語能力がなければ、日本社会への「統合」の意識が低いと判断され、延長が認められない可能性もある。前述のように、2018年6月に発表された閣議決定の「方針」に「外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準」が明記されている。日本政府は2019年4月から新在留資格を創設し、それによって今後5年間で30万人以上の外国人労働者を受け入れるという、すで

に移民先進国「移民受け入れ」政策と変わらない「外国人材受け入れ」政策を提示している。今後、これらの政策が広く展開される時、言語研究、言語教育に関わる実践者は、政策に設定される日本語能力とは何かという課題に無関心ではいられないであろう。

### 注

- 1) この「方針」に盛り込まれている主な項目は、以下の通り幅広い。「経済成長」「消費税率引上げ」「財政健全化」「地方創生」「地域活性化」「災害からの復興・再生」「ロボット等と人づくり革命」「教育の無償化」「働き方改革」「規制改革」「科学技術とイノベーション」「農林水産新時代」「観光立国」「文化芸術立国」「スポーツ立国」「宇宙開発」「子育てに寄り添うまちづくり」「北海道総合開発」「沖縄の振興」「外交・安全保障」「資源・エネルギー・原子力」「地球温暖化」「防災・減災」「治安・司法」「テロ・サイバーセキュリティ」「共助社会・共生社会」「少子化対策」「社会保障」「医療・介護」「社会資本整備」など多岐にわたる。その重要項目の中に、本稿が注目する「外国人受け入れ」政策が含まれている。（「経済財政運営と改革の基本方針2018について」[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018\\_basicpolicies\\_japdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicpolicies_japdf). 2018年8月15日閲覧）
- 2) 上記の「経済財政運営と改革の基本方針2018について」27.
- 3) ただし、技能実習（3年）を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとするという。
- 4) 西日本新聞(2018)「日本への移民流入が世界4位に 15年で39万人 5年で12万人増 OECD統計」(qBiz 西日本新聞経済電子版2018年5月30日) [https://www.nishinippon.co.jp/feature/new\\_immigration\\_age/article/420486/](https://www.nishinippon.co.jp/feature/new_immigration_age/article/420486/) (2018年8月15日閲覧)
- 5) 2006年の『『生活者としての外国人』に関する総合的対応策』は「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」が中心となっている。
- 6) 日本の場合、永住権申請の要件は、原則、10年以上の滞日期間と、三つの要件：「素行善良」（無犯罪、納税等）、「独立生計」（所得）、「国益」（滞日期間）が必要で、帰化申請の場合は、六つの要件：「住所」（5年以上）、「能力」（年齢20歳以上）、「素行」（善良）、「生計」（収入）、「喪失」（重国籍防止）、「憲法遵守」（反テロリスト）と、面接による「日本語能力」確認（4技能、小3以上）が必要となる。ただし、帰化に求められる日本語能力の判定方法も捉え方も明確になっていない。
- 7) 十分なドイツ語能力がある移民の場合、オリエンテーションコースだけの受講も可能であるという（渡邊・ギルデンハルト, 2012）。
- 8) 30時間でスタートしたが、その後60時間、100時間

- へと拡大された。
- 9) 「主導文化」「指導的文化」「基幹文化」とも訳される。ダマスカス生まれのイスラム教徒のバッサム・ティビ(Bassam Tibi)が著書『アイデンティティなきヨーロッパ』(1998)で多元文化主義的な文化論を展開するときに使用した。
  - 10) この法案は連邦議会に提出されたが、成立しなかった(Burke, Thapliyal, & Baker, 2018)。
  - 11) 以下、川上(2012)を参考にした。
  - 12) ただし、国民の英語力が低下しているという政府の見解に反証する研究もある(Hammond, 2001)。
  - 13) 宮崎(2012)はこのテストを「多様性と結束性のジレンマ」と呼ぶ。
  - 14) 中條(2012)も、フランスの移民問題で、「統合」の対象とされる人々が「統合」されるべきもの(=「異質」な存在)という前提で語られることを政治家の発言の談話分析で指摘している。

#### 【参考文献】

- Anderson, Benedict (1983). *Imagined communities: Reflections on the origin and spread of nationalism*. London: Verso.
- バフチン、ミハイル (1980). 言語と文化の記号論 新時代社
- Bassel, Leah, Monforte, Pierre, & Khan, Kamran (2018). Making political citizens? Migrants' narratives of naturalization in the United Kingdom. *Citizenship Studies*, 22, (3) 225–242.
- Burke, Rachel, Thapliyal, Nisha, & Baker, Sally (2018). The weaponisation of language: English proficiency, citizenship and the politics of belonging in Australia. *Journal of Critical Thought and Praxis*, 7(1), 84–102.
- Busch, Brigitta (2012). The linguistic repertoire revisited. *Applied Linguistics*, 33(5), 503–523.
- Byrne, Bridget (2017). Testing times: The place of the citizenship test in the UK Immigration regime and new citizens' responses to it. *Sociology*, 51(2), 323–338.
- Castles, Stephen, de Haas, Hein, & Miller, Mark, J. (2013). *The age of migration: International population movements in the modern world, fifth edition*. London: Red Globe Press.
- コスト、ダニエル・ムーア、ダニエル・ザラト、ジュヌヴィエーブ (2011). 複言語複文化能力とは何か。(姫田麻利子訳) 大東文化大学紀要人文科学編, 49, 249–268.
- Cox, Lloyd (2010). The value of values? Debating identity, citizenship and multiculturalism in contemporary Australia. In Slade, Christina, & Mollering, Martina (Eds.), *From migrant to citizen: Testing language, testing culture*, pp. 77–97. London: Palgrave Macmillan.
- Dawkins, John (1991). *Australia's language: The Australian language and literacy policy*. Canberra: Australian Government Publishing Service.
- Elliott, Anthony, & Urry, John (2010). *Mobile lives*. Oxen: Routledge. (遠藤英樹監訳(2016)。モバイル・ライブズ「移動」が社会を変える ミネルヴァ書房)
- García, Ofelia, & Li Wei (2014). *Translanguaging: Language, bilingualism and education*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Hammar, Tomas (1990). *Democracy and the nation state: Aliens, denizens and citizens in a world of international migration*. Aldershot: Avebury. (近藤淳監訳(1999)。永住市民(デニズン)と国民国家:定住外国人の政治参加 明石書店)
- Hammond, Jeniffer. (2001). Literacies in school education in Australia: Disjunctions between policy and research. *Language and Education*, 15, (2&3), 162–177.
- Holland, Alison (2010). Australian citizenship in the twenty-first century: Historical perspectives. In Slade, Christina, & Mollering, Martina (Eds.), *From migrant to citizen: Testing language, testing culture*, pp. 39–59. London: Palgrave Macmillan.
- 細川英雄・尾辻恵美・マリオッティ、マルチェッラ (2016). 市民性形成とことばの教育:母語・第二言語・外国語を超えて くろしお出版
- Joppke, Christian (2013). Through the European looking glass: citizenship tests in the USA, Australia, and Canada. *Citizenship Studies*, 17(1), 1–15.
- 川上郁雄 (2012). 移民の子どもたちの言語教育:オーストラリアの英語学校で学ぶ子どもたち オセアニア出版社
- 川上郁雄 (2017). 公共日本語教育学の地平 川上郁雄 (編) 公共日本語教育学:社会をつくる日本語教育, pp. 235–247. くろしお出版
- 川上郁雄・三宅和子・岩崎典子 (編) (2018). 移動とことば くろしお出版
- 近藤潤三 (2013). ドイツ移民問題の現代史:移民国への道程 木鐸社
- Lo Bianco, Joseph (1987). *National policy on languages*. Canberra: Australian Government Publishing Service.
- ロ・ビアンコ、ジョセフ (2017). 言語政策:オーストラリア多文化主義の中心とその周縁で 宮崎里司・杉野俊子 (編) グローバル化と言語政策:サステナブルな共生社会・言語教育の構築に向けて, pp. 61–80. 明石書店
- 三宅和子 (2016). 社会言語学の新潮流—'Superdiversity'が意味するもの 早稲田日本語教育学, 20, 99–104.
- 宮崎里司 (2012). 多文化共生社会の言語政策における多様性と結束性のジレンマ—オーストラリアのセンサスと市民権テストからの提言 早稲田大学オーストラリア研究所 (編) 世界の中のオーストラリア:社

- 会と文化のグローバリゼーション, pp. 127–146. オセニア出版社
- Morrice, Linda (2017). British citizenship, gender and migration: The containment of cultural differences and the stratification of belonging. *British Journal of Sociology of Education*, 38(5), 597–609.
- 中條健志 (2012). 談話に見られる「統合」概念の問題性—フランスの移民政策を事例に 都市文化研究, 14, 2–11.
- 奥田誠司 (2010). ドイツにおける移民統合政策—言語教育を中心に— 独逸文学, 54, 203–210.
- Panayi, Panikos (2010). *An immigration history of Britain: multicultural racism since 1800*. Harlow, England; New York: Pearson Education. (浜井祐三子・溝上宏美訳 (2016). 近現代イギリス移民の歴史：寛容と排除に揺れた二〇〇年の歩み 人文書院)
- Pennycook, Alastair, & Otsuji, Emi (2015). *Metrolingual-ism: Language in the city*. Oxon: Routledge.
- 佐藤裕子 (2007). ドイツの移民テストと主導文化：多文化主義からの離脱 関西大学人権問題研究室紀要, 55, 1–17.
- 塩原良和 (2017). 分断するコミュニティ：オーストラリアの移民・先住民族政策 法政大学出版局
- 田中克彦 (1981). ことばと国家 岩波書店
- 若松孝司 (2017). イギリスのEU離脱とグローバル経済 愛知淑徳大学論集—交流文化学部篇, 7, 113–126.
- 渡邊紗代・ギルデンハルト, ベティーナ (2012). 政治と教育の狭間—移民国・ドイツの自己像と他者像 言語文化, 14(4), 401–428.

(2018年10月1日受付)

(2019年2月12日修正版受付)

(2019年5月7日掲載決定)